

京丹波町告示第10号

京丹波町家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪者に対する抑止力として効果がある家庭用防犯カメラの設置を推進することにより、安全・安心を感じる社会を実現するため、予算の範囲内において京丹波町家庭用防犯カメラ設置事業補助金を交付することについて、京丹波町補助金等交付規則（平成17年京丹波町規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪の発生を抑制するため、住宅の敷地内を撮影するために撮影範囲を自己の所有する家屋、資産等必要最小限にして設置した撮影装置で、撮影した画像を記録する装置又は機能を有したものをいう。ただし、被写体を自動追尾する機能を有した防犯カメラ及び録画機能付きのドアホンを除く。
- (2) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像を保存したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において自らが所有し、居住する住宅（事務所、店舗の機能を兼ねる家屋を含む。）に防犯カメラを設置する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本町に住所を有し（住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されていることをいう。）、世帯主であること。

(2) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（消費税含む。以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラを設置するための次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラ及び記録装置の購入費（画像データを保存及び閲覧するためのスマートフォン、タブレット等の購入に係る費用は除く。）

(2) 防犯カメラ及び防犯カメラ用ケーブルの設置工事費（既存設備の修繕、撤去及び移設に要する費用は除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度額とする。

2 補助金の交付を受けることのできる防犯カメラの台数は、住宅1戸（車庫、倉庫等の附属建物を含む。ただし、2世帯住宅は1戸とみなす。）につき1台を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹波町家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設置する防犯カメラの概要が分かる書類

- (2) 補助対象経費の根拠となる見積書等の写し
 - (3) 防犯カメラ設置予定場所の現況写真
 - (4) 申請者名義の通帳見開きの写し
 - (5) 承諾書兼誓約書（様式第2号）
 - (6) 固定資産税の課税明細書の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その適否について審査し、適正と認めるときは補助金の額を決定し、京丹波町家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、防犯カメラの設置が完了したときは、京丹波町家庭用防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に係る請求書並びに領収書の写し
 - (2) 購入機器等の納品が確認できる写真及び設置した防犯カメラの現況写真
 - (3) 補助金交付請求書（様式第5号）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （補助金の交付等）

第9条 町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があったときは、報告の内容を審査し、補助金の額を確定したうえで、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、本事業に関する書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第11条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、取得財産を設置した日から起算して5年間は撤去又は移設してはならない。ただし、故障等が原因による撤去については、この限りでない。

3 取得財産による画像データ及び記録画像に含まれる肖像権等の管理責任は、交付決定者に寄与するものとし、町は一切関与しないものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき、若しくは取得財産を譲渡又は売却するなどの不正行為が判明したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。